

消防予第 164 号  
令和 8 年 4 月 21 日

各都道府県消防防災主管部長  
各消防本部消防長  
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消防庁予防課長  
(公印省略)

サウナ施設に係る衛生主管部局と連携した安全対策の徹底について

令和 7 年 12 月 15 日に発生した東京都港区の個室サウナ火災を踏まえ、「個室サウナの安全確認について」(令和 8 年 1 月 13 日付け消防予第 10 号)により衛生主管部局等と連携した個室サウナの避難経路等の安全確認をお願いしているところです。

今般、旅館業及び公衆浴場業におけるサウナ施設の安全対策の徹底について、厚生労働省から各都道府県等の衛生主管部局長に対し、別添のとおり通知が行われ、サウナ施設の営業者に対して必要な指導等を行うに当たり、必要に応じて消防関係機関等と連携して対応することとされています。

つきましては、サウナ施設(個室サウナ以外も含む。)について、衛生主管部局と連携し、安全対策に関する情報を共有するとともに、立入検査や指導等を合同で行う等して、緊急時の従業員との連絡・駆けつけ体制が確保されていることやサウナ室の扉を緊急時の開閉に支障を来さない構造とすることなど、利用者の安全確保の徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

総務省消防庁予防課企画調整・制度・防災管理係  
関、渡邊、延安  
TEL:03-5253-7523  
Email:[fdma-yoboukall9@soumu.go.jp](mailto:fdma-yoboukall9@soumu.go.jp)

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長  
（ 公 印 省 略 ）

旅館業及び公衆浴場業におけるサウナ施設への安全対策の徹底について

令和 7 年 12 月 15 日に東京都港区で発生した、旅館業の営業許可施設内に設置された個室サウナにおける火災事案により、サウナ室内で利用者が死亡したことを受け、「旅館業及び公衆浴場業に対するサウナ施設の状況確認について」（令和 8 年 1 月 14 日厚生衛発 0114 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長通知）により実施したサウナ施設の状況確認の結果をとりまとめたので、別添のとおり送付します。

貴職におかれましては、この結果を踏まえ、下記の事項について留意の上、安全対策の徹底をお願いいたします。

なお、本通知については消防庁と協議済みであること申し添えます。

記

- 多くの営業者において、緊急時の従業員との連絡・駆けつけ体制の確保や、サウナ施設の扉が緊急時の開閉に支障を来さない構造となっているが、対応されていない一部の営業者に対し利用者の安全確保のために必要な指導を行うこと。
- 非常用ブザーについては「旅館業における衛生等管理要領」に明記されていないが、当該設備が緊急時の安全対策の一環として活用しうることを周知の上、必要に応じて指導すること。
- 指導等を行うに当たっては、必要に応じて消防関係機関等と連携して対応すること。

(参考) 関連する法令、衛生等管理要領 (抄)

## ○公衆浴場における衛生等管理要領

### II 施設設備

#### 第1 一般公衆浴場

##### 10 その他の入浴設備を設ける場合

7) サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること

### III 衛生管理

#### 第1 一般公衆浴場

##### 8 その他の設備の管理

(1) サウナ室又はサウナ設備 (蒸気又は熱気のもの) を設ける場合

3) 見やすい場所に入浴上の注意を掲示し、使用中は、入浴者の安全に注意すること。

### IV 自主管理体制

3 責任者は、責任をもって衛生等の管理に努めること。

## ○旅館業法

第三条の五 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

2 (略)

## ○旅館業法施行規則

第四条の三 旅館業法施行令(昭和三十二年政令第百五十二号。以下「令」という。)第一条第一項第二号の基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。

二 (略)

## ○旅館業における衛生等管理要領

### II 施設設備

#### 第1 旅館・ホテル営業の施設設備の基準

(浴室)

12 浴室の構造設備は、次の(1)～(5)までの要件を満たすものであること。ただし、(6)の要件を満たす場合は、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を必ずしも有する必要のないこと。

(1)～(4) 略

(5) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、前記(3)のほか次に掲げるところによること。

5) 火気や、営業中利用者の健康に異常が生じた場合など危害の発生に適切に対処し、又はこ

れら異常な事態が生じないように入浴上の注意に係る表示をよく見える場所に掲示すること。

32 危害発生等に係る連絡を迅速、かつ、適切に行うため客室と玄関帳場又はフロント及び事務室の間には、電話等所要の設備を必要に応じて備え付けることが望ましいこと。

#### Ⅷ 防火安全対策

営業者は、災害時の事故防止を図るため従業者の防火対策、火災時の措置等については、常時消防関係機関の指導を受ける等災害時の態勢を常に整えておくこと。

(別添)

### サウナ施設の状況確認結果

#### 【サウナ施設の設置されている対象施設数】

	旅館業	公衆浴場業
施設数	5,240	7,812

#### 【区分ごとの旅館業及び公衆浴場業の施設数】

	緊急時の従業員との 連絡・駆けつけ体制が 確保されている施設数		サウナ施設の扉が内側 から押すだけで開くな ど、緊急時の開閉に支 障が生じない構造の施 設数		サウナ施設内に非常用 ブザーが設置されてい る施設数	
	旅館業	公衆浴場業	旅館業	公衆浴場業	旅館業	公衆浴場業
施設数	4,258	7,265	4,960	7,493	3,327	6,702
対象施設数に 占める割合	81.3%	93.0%	94.7%	95.9%	63.5%	85.8%

※令和8年4月20日時点。157自治体中、4自治体未回答。